

異常気象時の災害に備えた事前通行規制訓練の実施について

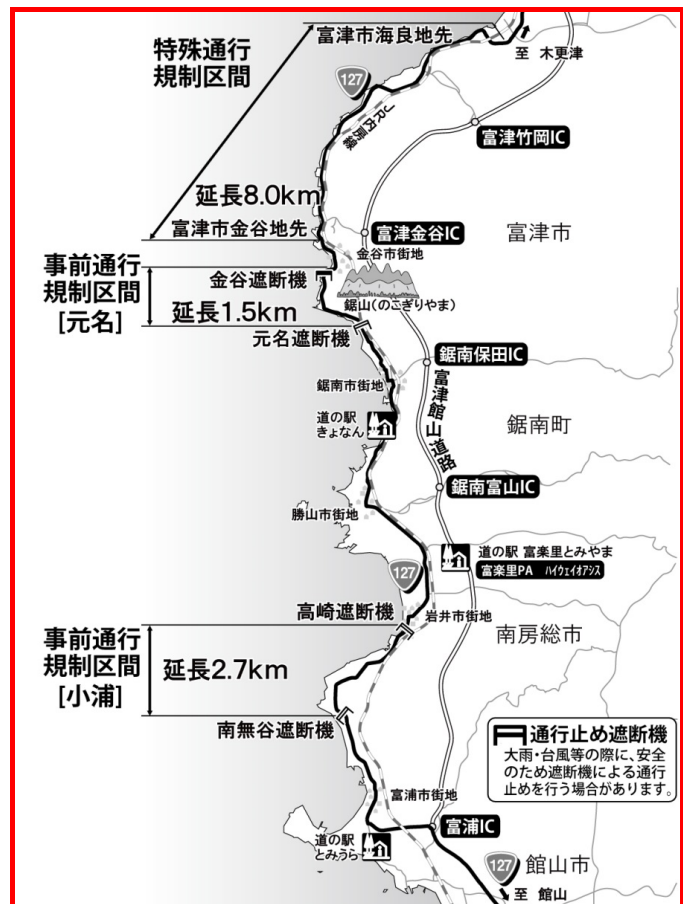
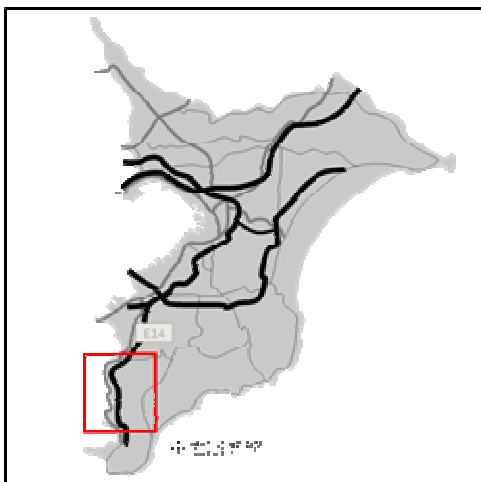
千葉国道事務所 防災情報課 小池 伸幸

1. 背景・目的

一昨年、千葉県は被災地となった。令和元年9月の台風15号により、千葉県広域で倒木・電柱倒壊により広域かつ長時間停電が発生した。また、同年10月には大型の台風19号が関東地方に上陸し、千葉県内の広い範囲で猛烈な暴雨をもたらした。さらに、その後、低気圧等による大雨の影響により、千葉国道事務所では国道127号の事前通行規制寸前の事態に至った。この経験を踏まえ、今後の風水害時の対応について一層の強化を図り、通行の安全確保に資することを目的として、事前通行規制訓練の実施等について報告する。

2. 国道127号の道路状況

千葉国道事務所が管理する127号には、土砂崩落等による事故を未然に防ぐため、基準を超える雨量（連続雨量200mm）があった場合に通行止めを行う「事前通行規制区間」が設けられている。






-  **事前通行規制区間**
(連続雨量200mmで規制)
-  **通行止め遮断機**
-  **特殊規制区間**
(台風など越波により規制)

図-1 事前通行規制区間

3. 訓練の実施概要

本訓練は、基準を超える雨量があった場合、国道127号の事前通行規制を速やかに実施できるよう梅雨の時期を迎える前に、また4月の人事異動も考慮し規制要員が変わっても問題なく対応できるように令和2年度においては、以下のとおり実施した。

○実施日：令和2年6月15日（月）

○実施場所：高崎遮断機（千葉県南房総市）

○訓練内容：事前通行規制区間において、通行止め実施時と同様に職員／維持業者を配置した上で、パトカーによる車両の払い出しを行い、区間の通行止めから通行止め解除までの一連の流れの確認、情報伝達、遮断機操作の習熟を実施した。なお、遮断機の開閉器操作においては、電動操作だけではなく停電や故障も考慮し、手動操作での訓練も実施した。令和2年度の当該訓練においては、職員／維持業者／千葉県警の延べ36人が参加した。また、今般の災害に対する危機意識の高まりを受けて、当日にはNHK千葉放送局、千葉テレビ、房日新聞からの取材を受けそれぞれテレビ放映、新聞記事化された。

4. 教訓

本訓練を実施したことにより、初めて参加した規制要員においても、操作の段取り等を把握し、通行規制がスムーズに行えるようになり、訓練の目的は達成できた。但し、現地到着後の通行規制作業の流れは確認できたが、全体の流れ（事前準備～注意体制～警戒体制）と現地へ到着するまでを含めた一連の流れを確認する必要があると本訓練に参加し感じた。なぜなら、一昨年台風19号で200mm以下の降雨であったため規制は実施せずに済んだが、維持業者はもとより事務所職員も、暴風による倒木等の影響により、到着時間が予定より大幅に遅れた。この時の経験を踏まえ、近年における異常気象の変化においても、対応できる体制にする必要がある。今回、災害の発生（＝大雨や暴風による被害）を想定し、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定した上で「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した。次回の訓練においては、全体の流れも取り入れた訓練とし、改善を図りたい。道路管理者として、災害が起こる前に、スムーズかつ的確に規制をかけ、地域住民の安全、安心を守っていけるよう今後も努めていきたい。



写真－1 通行止めの様子



写真－2 遮断機の操作訓練の様子



写真－3 取材の様子